

# 議 会 要 覧

平 成 1 6 年 度



《世界文化遺産・国宝姫路城》

姫 路 市 議 会

# 目 次

市	勢				
	1	概	況	.....	1
	2	人 口 ・ 面 積		.....	1
	3	財 政		.....	2
議		会			
	1	議 員 数		.....	5
	2	議 会 の 構 成		.....	6
	3	議 会 運 営		.....	7
	4	議 会 活 動 状 況		.....	9
	5	議 員 報 酬 等		.....	10
	6	議 会 事 務 局		.....	11
	7	そ の 他		.....	14



# 市 勢

## 1 概 況

姫路市は、兵庫県南西部の播磨平野中央部に位置し、市域は東西23.5km、南北21.3kmにおよぶ。北部には県立自然公園に指定されている広嶺山・増位山が連なり、南部には瀬戸内海国立公園を臨み、中央部には姫路城を中心として市街地が形成されている。気候は瀬戸内式気候で、四季を通じ温暖な日が多く、自然環境に恵まれている。

この地域は、古くから山陽・山陰に通じる要衝の地として栄え、中世は姫路城を擁する城下町として、明治22年4月1日に市制が施行されてからは軍都・商都として発展してきた。戦後は、戦災復興のなか近隣市町村との合併により、昭和21年3月に新姫路市が誕生して以来、播磨工業地帯の中核都市として目覚ましい発展を遂げており、平成8年4月に中核市に移行した。現在、JR山陽本線等連続立体交差事業や地域経済の再生と雇用の安定を目指した姫路市地域経済再生プランの策定を推進するとともに、周辺二町と法定合併協議会を設置するなど、政令指定都市への移行を中長期的に見据えた市町合併への取り組みが進められている。

また、わが国初の世界文化遺産に指定された国宝・姫路城をはじめとした歴史的建造物などのほかに、芸術文化等の施設では、美術館、文学館、科学館、美術工芸館、水道資料館、平和資料館、姫路みなとドーム、市民の健康づくり及び子育て並びに高齢者の生きがいづくりを支援するすこやかセンター、イーグレひめじ（お城本町地区市街地再開発ビル）内に男女共同参画推進センター、国際交流センター、コミュニティFM放送局などがある。

さらに、平成16年5月から、市民生活に関わりの深い各種申請や届け出などが行える窓口を集約した市民総合窓口を市役所1階の市民課に設置した。

## 2 人口・面積

区 分	平成16年4月1日	平成12年国勢調査	平成7年国勢調査
人 口 (人)	480,460	478,309	470,986
男 (人)	231,040	230,649	227,240
女 (人)	249,420	247,660	243,746
世帯数 (世帯)	177,791	169,765	158,818
面 積 (km <sup>2</sup> )	274.57	275.73	※275.40

※一部境界未定のため、総務省統計局において推定した面積である。

### 産 業 別 人 口

区 分	平成12年	国勢調査	平成7年	国勢調査
第一次産業	2,075 人	0.9 %	3,400 人	1.5 %
第二次産業	76,704 人	34.7 %	82,331 人	36.0 %
第三次産業	137,287 人	62.0 %	140,392 人	61.5 %
分類不能	5,234 人	2.4 %	2,296 人	1.0 %
総 数	221,300 人	100.0 %	228,419 人	100.0 %

### 3 財 政

#### 各会計予算総括

区 分	平成16年度				平成15年度	
	当初予算額 (千円)	構成 比(%)	増減率 (%)	1人当たり (円)	当初予算額 (千円)	構成 比(%)
一 般 会 計	191,600,000	55.6	△ 0.9	398,784	193,400,000	56.1
特別会計小計	133,076,974	38.6	1.2	276,978	131,561,900	38.2
中央卸売市場事業	1,223,762	0.4	△ 1.1	2,547	1,236,859	0.4
下水道事業	30,606,542	8.9	4.6	63,703	29,262,656	8.5
前処理場事業	1,532,845	0.4	△ 4.3	3,190	1,601,737	0.5
水洗便所普及奨励事業	351,440	0.1	△28.0	731	488,280	0.1
農業集落排水事業	946,744	0.3	△29.9	1,970	1,350,295	0.4
食肉センター事業	364,378	0.1	△ 0.5	758	366,033	0.1
母子・寡婦福祉資金貸付	58,498	0.0	△ 0.0	122	58,500	0.0
国民健康保険事業	40,150,082	11.7	2.7	83,566	39,111,523	11.4
介護保険事業	19,938,805	5.8	0.7	41,499	19,802,823	5.7
老人保健医療事業	35,942,240	10.4	0.5	74,808	35,775,680	10.4
奨学学術振興事業	24,244	0.0	△10.5	50	27,103	0.0
財政健全化調整	130,536	0.0	△16.0	272	155,400	0.0
駐車場事業	1,077,468	0.3	7.9	2,243	998,680	0.3
農業共済事業	447,027	0.1	4.2	930	428,904	0.1
土地取得	282,363	0.1	△68.5	588	897,427	0.3
企業会計小計	20,147,483	5.8	1.9	41,934	19,772,464	5.7
水道事業会計	13,912,132	4.0	△ 1.5	28,956	14,117,680	4.1
交通事業会計	3,279,472	0.9	2.2	6,826	3,208,183	0.9
都市開発整備事業会計	2,955,879	0.9	20.8	6,152	2,446,601	0.7
合 計	344,824,457	100	0.0	717,696	344,734,364	100

※市民1人当たりの予算額は4月1日現在の推計人口(480,460人)を基礎とした。

#### 普通会計決算概要 (平成14年度)

歳入総額	175,739,235千円	標準財政規模	100,230,979千円
歳出総額	168,400,875千円	財政力指数	0.878
歳入歳出差引額	7,338,360千円	実質収支比率	4.5 %
実質収支	4,515,526千円	公債費比率	14.1 %
基準財政需要額	78,191,015千円	経常収支比率	75.6 %
基準財政収入額	67,811,443千円		

一般会計予算款別歳入

区 分	平成16年度				平成15年度	
	当初予算額 (千円)	構成 比(%)	増減率 (%)	1人当たり (円)	当初予算額 (千円)	構成 比(%)
自主財源	116,915,448	61.0	△7.6	243,341	126,560,270	65.4
市 税	82,800,000	43.2	△0.8	172,335	83,500,000	43.2
分担金及び負担金	3,161,131	1.6	△0.6	6,579	3,180,492	1.6
使用料及び手数料	5,172,693	2.7	5.5	10,766	4,904,930	2.5
財産収入	2,381,799	1.2	△17.1	4,957	2,872,197	1.5
寄 附 金	335,000	0.2	15.0	697	291,199	0.2
繰 入 金	3,020,000	1.6	△72.3	6,286	10,920,000	5.7
繰 越 金	1,593,389	0.8	△0.1	3,316	1,595,142	0.8
諸 収 入	18,451,436	9.6	△4.4	38,404	19,296,310	10.0
依存財源	74,684,552	39.0	11.7	155,444	66,839,730	34.6
地方譲与税	2,220,000	1.2	38.8	4,621	1,600,000	0.8
利子割交付金	570,000	0.3	0.0	1,186	570,000	0.3
地方消費税交付金	4,800,000	2.5	2.1	9,990	4,700,000	2.4
ゴルフ場利用税交付金	58,000	0.0	△17.1	121	70,000	0.0
自動車取得税交付金	1,000,000	0.5	0.0	2,081	1,000,000	0.5
配当割交付金	147,000	0.1	皆増	306	—	—
株式等譲渡所得割交付金	84,000	0.0	皆増	175	—	—
国有提供施設等所在市助成交付金	5,800	0.0	0.0	12	5,800	0.0
地方特例交付金	2,254,000	1.2	1.1	4,691	2,230,000	1.2
地方交付税	8,400,000	4.4	6.3	17,483	7,900,000	4.1
交通安全対策特別交付金	110,000	0.1	0.0	229	110,000	0.1
国庫支出金	20,910,708	10.9	0.8	43,522	20,737,995	10.7
県 支 出 金	4,694,844	2.5	0.5	9,772	4,672,035	2.4
市 債	29,430,200	15.4	26.6	61,254	23,243,900	12.0
合 計	191,600,000	100	△0.9	398,784	193,400,000	100

※市民1人当たりの予算額は4月1日現在の推計人口(480,460人)を基礎とした。

## 2 議会の構成

### 常任委員会（任期1年）

名 称	定 数	所 管 事 項
総務経済	11人	議会、企画局、総務局、産業局、工事技術検査室、会計課、消防局、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
文 教	10人	教育委員会の所管に属する事項
厚 生	11人	市民局、環境局、健康福祉局及び交通局の所管に属する事項
建 設	11人	都市局、都市整備局、建設局、下水道局及び水道局の所管に属する事項

### 特別委員会

名 称	定 数	所 管 事 項 等
鉄 道 高 架 対 策	11人	鉄道高架事業に関する事項の調査・研究
地域経済再生プラン調査研究	11人	地域経済再生プランに関する事項の調査・研究
合 併 問 題 調 査	10人	合併問題に関する事項の調査・研究
地域リハビリテーション支援センター建設調査	11人	地域リハビリテーション支援センターの建設に関する事項の調査・研究
一般会計決算審査	13人程度	一般会計の決算審査
特別会計決算審査	13人程度	各特別会計の決算審査
公営企業会計決算審査	13人程度	交通事業、水道事業、都市開発整備事業会計の決算審査

議会運営委員会〔定数9人、任期1年、平成5年6月11日条例化〕  
交渉団体（3人以上）の構成人数により比例配分。

#### ・協議事項

議会運営に関する事項（提出議案概要説明、会期、議事日程、質疑・一般質問の取り扱い、議会・委員会の構成、採決の取り扱い、意見書・決議の取り扱い、その他議会運営全般）。会議規則、委員会条例に関する事項。議長の諮問に関する事項。

#### ・定例会における開催日

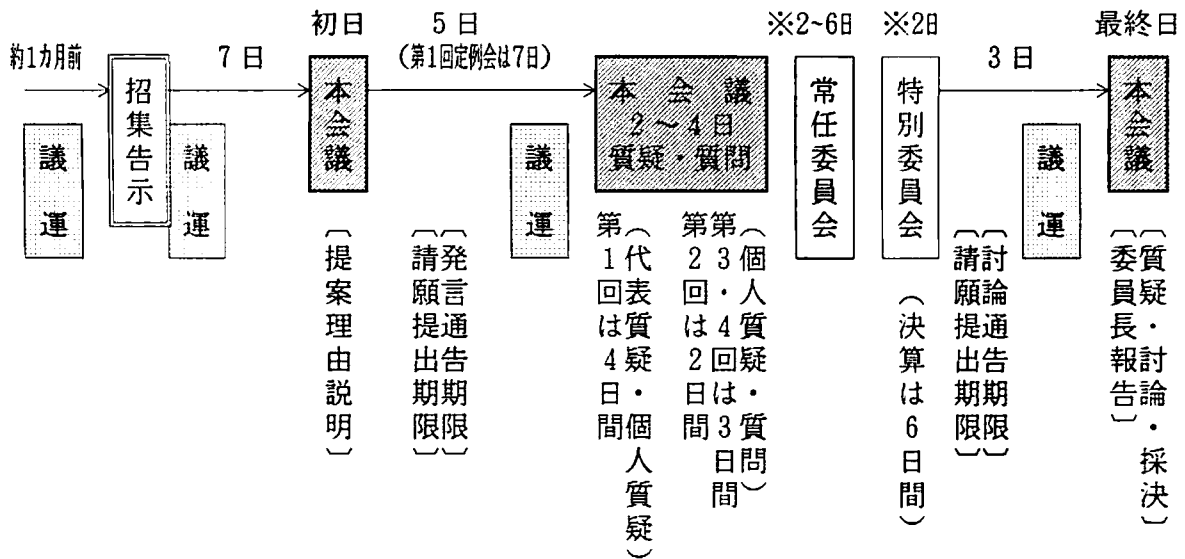
招集日のおおむね1カ月前、招集告示日、本会議第2日目の3日前、最終日前日

#### ・交渉団体以外の取り扱い

オブザーバーとして出席を認めるが、傍聴のみで発言権及び表決権はない。

### 3 議 会 運 営

#### 定例会の審議順序



(※常任・特別委員会とも同時開催はしていない)

#### 本会議の発言

質疑・質問（質疑に合わせて一般質問を行っている。第1回定例会のみ会派代表制を採用、その他の定例会は、個人質疑・質問のみ行っている。）

- ・通告制 採用
- ・通告の期限 本会議第2日目の4日目の正午まで
- ・通告書の内容 発言種類、件名、項目、答弁を求める者
- ・発言回数 3回以内（1回目登壇、2・3回目自席）
- ・発言時間 会派所属議員数に応じ発言時間（答弁を除く）を制限
- ・代表質疑 持時間数＝会派均等割30分＋（5分×会派所属議員数）  
（1会派1人） 発言順位は大会派順

会派の代表者1人が代表質疑を行う。その質疑回数は3回を超えることができない。代表者の質疑、理事者の答弁が終了した（通告事項の一部を残した場合を含む）後、同一会派の他の議員1人が、代表者の通告事項について、会派の持時間内（代表者の使用した時間を除く）で2回まで質疑を行うことができる。

- ・個人質疑質問 会派持時間数＝会派均等割30分＋（5分×会派所属議員数）  
発言者数は制限していない。  
発言順位は改選後の定例会で大会派順に行い、以後、定例会ごとに順次繰り上げていく。
- ・非交渉団体（3人未満の会派）の取り扱い 代表質疑はできない。個人質疑・質問の年間持時間（会計年度ごと）は、1人会派40分、2人会派70分とし、1定例会当たりの使用時間は年間持時間の2分の1を限度とする。

## 討 論

- ・通 告 制 採用
- ・通告の期限 最終日の前々日の正午まで
- ・発言時間 制限をしていない。
- ・発言順位 通告順で行う。

## 予 算 ・ 決 算 の 審 査

### ・予 算

歳入歳出予算とも各常任委員会及び特別委員会に分割付託している。審査日数は常任委員会3日、特別委員会1日である。

### ・決 算

第3回定例会において特別委員会を設置し、付託している。

一 般 会 計	-----	一般会計決算審査特別委員会			
		委員数	13人程度	審査日数	6日
特 別 会 計	-----	特別会計決算審査特別委員会			
		委員数	13人程度	審査日数	3日
公 営 企 業 会 計	-----	公営企業会計決算審査特別委員会			
		委員数	13人程度	審査日数	3日

## 請 願 ・ 陳 情

- ・提出期限 本会議2日目の3日前に議会運営委員会が開催されるが、その日の前日正午まで。  
この期限を過ぎたものは最終日上程し、委員会付託のうえ、閉会中の継続審査としている。  
陳情については、その都度受理している。
- ・審査方法 請願：上程 ⇒ 委員会付託 ⇒ 委員会報告（口頭報告は省略）  
⇒ 質疑 ⇒ 討論 ⇒ 採決  
陳情：諸報告の中で本会議に報告し、所管の委員会に送付するのみで委員会での審査は行っていない。
- ・紹介議員の制限 議長、副議長及び所管の委員は差し控えている。
- ・請願者の出席 請願者から口頭説明の申し出がある場合、委員会に諮り委員会を休憩して説明させている。
- ・意見書の提出を  
求める請願の取  
り扱い 採択した場合、その内容を任意の要望書として作成、委員会審査  
報告書に「別紙要望書を送付すべきである。」旨を付記し、本会議  
で議決している。
- ・受理件数  
(平成15年中) 請願 21件 陳情 14件

## そ の 他

- ・委員会の傍聴 [平成6年度から実施、11年度に5人→10人]  
一般傍聴は、各委員会10人までとする。  
(平成15年中) 延べ83人



#### 4 議会活動状況（平成15年中）

##### 本会議開催状況

定例	区分		第1回	第2回	第3回	第4回	合計
	会期	自	至	2月25日 3月25日	6月3日 6月20日	9月2日 10月2日	11月25日 12月15日
延日数		29日	18日	31日	21日	99日	
本会議	延日数		6日	4日	5日	5日	20日
	延時間		19時間12分	9時間00分	14時間23分	12時間37分	55時間12分
質疑問者数	代表		8人	—	—	—	8人
	個人		7人	8人	10人	11人	36人
傍聴者数			145人	206人	155人	200人	706人

臨時	区分		5月	
	会期	自	至	5月16日 5月16日
延日数		1日		
本会議	延日数		1日	
	延時間		1時間2分	
傍聴者数			14人	

##### 委員会等開催状況

常任委員会	区分	回数	特別委員会	区分	回数
	総務	3		鉄道高架対策	7
文教	2	地域経済再生プラン	4		
厚生	2	合併問題調査	6		
経済企業	2	地域リハビリテーション	6		
建設	2	行財政改革	1		
総務経済	8	新最終処分場建設調査	1		
文教	10	多目的ドームホール建設	10		
厚生	9	一般会計決算審査	7		
建設	7	特別会計決算審査	4		
合計	45	公営企業会計決算審査	3		
議会運営委員会	21				
議員総会	1				
各派代表者会	9				
		合計	49		

##### 審議件数

件名	件数
市長提出議案	148
議員提出議案	4
選挙	3
市長報告	25
請願（受理）	21
諸報告〔回数〕	21
監査報告	6
外部監査報告	1
陳情書報告	14

※平成15年4月の改選に伴い、常任委員会が5委員会から4委員会に変更されたため、同一名称の委員会でも開催回数は別に計算した。

## 5 議員報酬等

### 報酬等

区分	平成10年4月1日適用	平成8年4月1日適用
議長	863,000円	846,000円
副議長	779,000円	763,000円
議員	704,000円	690,000円
市長	1,267,000円	1,243,000円
助役	1,008,000円	989,000円
収入役・教育長	833,000円	816,000円

### 期末手当（加算割合20%）

区分	6月（夏期）	12月（年末）
支給率	2.10カ月	2.30カ月

### 費用弁償（本会議および委員会）（平成8年4月1日適用）

議事堂から7km未満の地域に居住する者 日額 6,500円

議事堂から7km以上の地域に居住する者 日額 7,500円

### 旅費

委員会行政視察（常任・議運）1人年額200,000円（H5年4月1日適用）

会派行政視察（1人会派除く）1人年額200,000円（H13年4月1日適用）

旅費基準額（平成4年4月1日改定）

区分	日当	宿泊料
議員、市長、助役、収入役	3,800円	19,100円
局長、部長	3,300円	16,500円
課長、係長、一般職員	3,000円	14,800円

### 海外視察

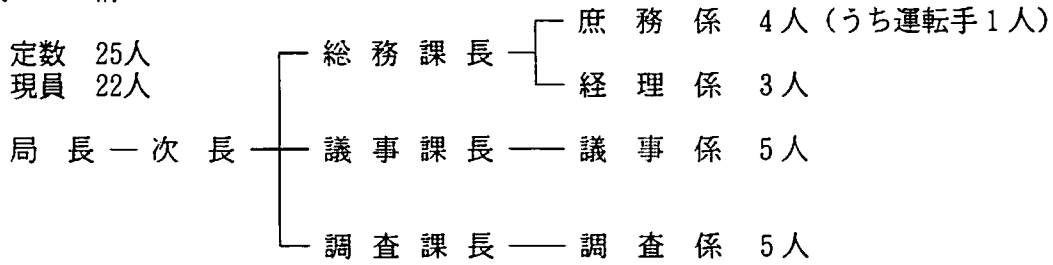
区分	平成15年度	平成16年度予算
行先	海外視察基準見直しのため、延期	友好親善・先進都市等
期間・人員		—— 日間・15名
経費		15,000千円
対象者		全議員

### 政務調査費

- ・交付額 1人あたり月額85,000円（調査研究費：H4年4月1日適用）
- ・交付の対象 会派
- ・交付の方法 四半期ごと（基準日は最初の月の1日）
- ・支出科目 議会費、議会費、議会費、負担金補助及び交付金
- ・根拠規定 姫路市議会政務調査費交付条例・規則（H13年4月1日施行）
- ・使途基準 市政に関する調査研究に資するため必要な経費（研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、通信運搬費、会議費、人件費、運営事務費、その他の経費）
- ・使用できない経費 交際的な経費、党費その他政党活動に伴う経費、選挙活動に伴う経費

## 6 議会事務局

### 機 構



### 議会公用車

- ・保有台数 1台(議長車)
- ・管理方法 事務局で管理

### 会派控室の管理

- ・事務局職員の中から会派担当者を定め、事務連絡等を行っている。
- ・備品：机、椅子、応接セット、更衣ロッカー、書庫、電話、行事予定板、市例規集
- ・議員を待遇するため、臨時職員として2人を雇用している。
- ・14年度より希望する会派には、会派臨時職員を配置し、事務連絡等を行っている。  
(※14年度は定例会会期中に限り配置、15年度より通年)

### 会議録の調製

- ・印刷 A4判、横書き、9割外、タイプ印刷、25文字×45行×2段
- ・発行 102部
- ・配付先 議員、市三役、代表監査委員、局長、行政委員会事務局長、国会・県・市立図書館、市政記者クラブ
- ・年間予算 3,228,096円(ページ単価契約 35.70円)
- ・調製に要する日数 50日間(次期定例会までに発行)
- ・民間委託 本会議について、速記事務を委託。  
フロッピーにより納品。
  - ・委託料 1時間当たり 20,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
  - ・反訳期間 時間数の多少にかかわらず1カ月以内
  - ・年間予算 1,800,000円
- ・会議録検索システムデータ調製費 25,112円

### 本会議生中継 (平成8年第1回定例会から)

- ・委託先 姫路ケーブルテレビ(株)
- ・放送対象 本会議
- ・年間予算 5,333,000円

### 本会議傍聴手話通訳 (平成9年第1回定例会から)

- ・年間予算 500,000円(1時間当たり8,000円)
- ・利用者数 15年度 49人

## 議 会 報

- ・名 称 議会報ひめじ (昭和43年5月20日創刊)
- ・規 格 A4判、4色刷 古紙配合率70%再生紙  
10ページ(第1回定例会)  
8ページ(第2・3・4回定例会)
- ・印 刷 オフセット印刷、縦6段(1段12字×34行)
- ・活 字 17級平1
- ・発 行 年4回
- ・部 数 188,500部
- ・配 布 先 市内全世帯等
- ・配 布 方 法 印刷業者から各自治会長宛搬送、自治会長が各戸に配布する。
- ・年 間 予 算 7,319,655円
- ・編 集 方 針 予算・決算審査概要、質疑・質問、委員会審査内容、委員長口頭報告要望事項概要、委員会視察概要、提出議案結果、役員紹介、議会交際費の執行状況等を掲載する。
- ・発 行 日 程 レイアウト作成⇒原稿作成⇒出稿⇒校正(2回)⇒色校正⇒印刷・製本⇒自治会長宛発送⇒各戸配布 (約1ヵ月)
- ・担 当 職 員 調査課5人
- ・点字・声(テープ) 点字 100部(年間予算 755,160円)  
声(テープ) 50本(年間予算 236,250円)

## 議会刊行物(会議録、議会報ひめじを除く)

区 分	発行回数	発行部数	規 格	配 布 先
市政の概要	年 1 回	600部	A4判	議員・理事者・来姫市
市政ハンドブック	年 1 回	550部	A6判	議員・理事者・来姫市
機構等便利帳	年 1 回	1,500部	A4判	議員・理事者
調 査 資 料	年 5 回	150-200部	A4判	議員
議 員 名 簿	年 1 回	500部	A3判	議員・理事者
議 会 便 覧	年 1 回	800部	A7判	議員・理事者
議 会 要 覧	年 1 回	800部	A4判	来姫市
議会説明用冊子	随 時	1,000部	A4判	傍聴者・見学者
会議規則・委員会条例運用集	4年に1回	200部	A5判	議員
議会議事書式集	4年に1回	200部	A5判	議員
意見書・決議・要望書集	4年に1回	200部	A4判	議員
議会関係例規集	4年に1回	220部	A5判	議員
図 書 目 録	4年に1回	250部	A4判	議員

月別行政視察来客者数 (平成15年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
市数	0	0	1	15	6	0	
人数	0	0	11	120	23	0	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	26	9	0	5	9	2	73
	210	83	0	41	50	6	544

議会図書室

・予算額 3,610,098円

図	書	280,000円
雑	誌	360,000円
法	規	追録
新聞・その他		787,128円

・図書分類法 日本十進分類法

・職員 1人(調査課調査係兼務)

・蔵書数

(平成16年4月1日現在)

分類	冊数	分類	冊数
0 総記	208	6 産業	59
1 哲学	21	7 芸術	137
2 歴史	545	8 言語	108
3 社会科学	2,450	9 文学	120
4 自然科学	41	WP 白書	501
5 技術	137	合計	4,327

通告事項のケーブルテレビ静止画面放送(平成11年第3回定例会から)

・放送内容 : 質問日、質問者名、会派名、予定時間(午前・午後の区分)、

主な質問内容(1問20字以内×5問まで)

・放送日 : 本会議第2日目の3日前の議会運営委員会のある日の15時から

質疑・質問日最終日の18時まで(ただし、本会議中継中は除く)

通告事項の新聞広告掲載(平成11年第4回定例会から)

・広告掲載日 : 本会議第2日目(質疑・質問の初日)の前日の朝刊

・広告掲載紙 : 朝日、毎日、読売、産経、神戸の地方版 全5段

・広告掲載項目 : 質問日、質問者名、会派名、予定時間(午前・午後の区分)、

主な質問内容(1問20字以内×5問まで)

・予算額 : 7,591,500円

議会広報番組(平成16年第2回定例会から)

本会議の主な質問事項をコミュニティFMにて紹介

・年間予算 63,000円(1放送当たり15,750円×年4回)

## 姫路市議会ホームページ

平成12年4月1日からインターネット上で、姫路市議会のホームページを公開。内容は市議会のしくみや会議日程、会議録検索、委員会記録、議会報ひめじ、議会改革の取り組み、議会交際費の執行状況など。また、平成14年9月から携帯端末用ホームページを開設。アドレスは <http://www.city.himeji.hyogo.jp/gikai/>

## 7 その他

### 議員待遇者

議員として8年以上在職した者は議員待遇者となり、現任議員に準じた待遇を受ける。また、会員相互の研修及び親睦を図るため議員待遇者会を組織している。

会員数 41人（平成16年5月1日現在）

### 情報公開

- ・根拠条例 姫路市情報公開条例（平成14年4月1日施行）  
（※従前は姫路市公文書公開条例による。）
- ・実施時期 平成6年4月1日から実施機関に加わる。
- ・請求件数 平成15年度 0件

### 議会交際費の執行状況

平成15年（2003年）度 議会交際費支出明細書

種別	件数	金額（円）	
慶祝	84	1,002,380	
弔慰	80	803,670	
餞別	21	220,000	
見舞	5	50,000	
賛助	109	812,747	
謝礼	194	411,780	
接	会議用飲料代	58	92,598
遇	その他接遇	2	13,710
雑	46	245,528	
計	599	3,652,413	

議会改革の取り組み

決定又は実施の年月日	項 目
平成5年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人視察を廃止し、委員会視察のみとする。</li> <li>・常任委員会視察年間20万円、年2回とする。</li> <li>・タクシーチケットを廃止し、費用弁償を支給する。 〔日額 6,000円、公用交通用具 4,000円〕 (平成8年4月1日改正) 6,000円→議事堂から7km未満の地域に居住する者 6,500円 議事堂から7km以上の地域に居住する者 7,500円 4,000円→4,000円</li> </ul>
平成5年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局と議員間との情報伝達の迅速化、円滑化及び効率化を図るため、ファクシミリを各議員に貸与する。</li> </ul>
平成5年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会の条例化(平成5年6月11日条例化)。</li> </ul>
平成5年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会の報道記者に対して、常任委員会と同様に原則公開する。</li> </ul>
平成5年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非交渉団体年間質疑、質問持ち時間について、 ①1人会派の年間持ち時間を40分とする。 ②2人会派の年間持ち時間を70分とする。 ③年間持ち時間は会計年度とする。 ただし、1定例会当たりの使用時間は年間持ち時間の1/2を限度とする。</li> </ul>
平成5年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数を48人に減員(52人→48人)。法定数52人。</li> </ul>
平成6年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の公開(各委員会5人まで)。</li> <li>・姫路市公文書公開条例、個人情報保護条例の実施機関に議会が加わる。</li> <li>・記録作成の補助手段として録音機を使用(3桁ストリッパ)。</li> </ul>
平成7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外視察について、任期中に全議員が1回は参加する。</li> </ul>
平成8年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルテレビによる本会議中継の開始(テスト放送)(カメラ2台)</li> </ul>
平成8年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営における情報伝達の迅速化、円滑化、効率化を図るため、携帯電話機を導入(市議員研究費で対応)。</li> </ul>
平成8年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報について、年度当初に議会運営委員会で年間の編集方針を決定。</li> <li>・点字、声の議会報を実施。</li> <li>・サンテレビでスポット放送を開始(15分間、9回)。</li> </ul>
平成8年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算委員会の審査日程を変更(6日間→7日間へ)。</li> </ul>
平成8年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会時の庁内放送について、 ①開会5分前に「〇時の定刻開催」を予告放送する。 ②1分前にブザーを鳴らす。</li> <li>・理事者指名要領について、(例)〇〇市長、〇〇総務局長——と指名する。</li> <li>・議案採決について、議案第1号から第10号まで一括採決。</li> <li>・議会用語の見直し(市民に分かりやすい用語の使用に努める)。</li> <li>・会議開催案内板の設置(庁舎本館1階の市民ロビー及び議会棟入口に設置し、開催状況を知らせる)。</li> </ul>

決定又は実施の年月日	項 目
平成8年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革協議会より中間報告がなされる。</li> <li>①本会議中継撮影位置に工夫を加える。 平成9年3月議会(3月分補選)から、カメラ3台による放送を開始。</li> <li>②ケーブルテレビで提出議案内容を静止画面放送。 平成9年3月議会(3月分補選)から開始。</li> <li>③控室の議員名盤を設置。</li> </ul>
平成9年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議手話通訳の開始。</li> </ul>
平成9年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革協議会より最終答申がなされる。</li> <li>①決算委員会の審査日程を変更(7日間→8日間へ)。</li> <li>②市政調査研究費での個人視察を認める。</li> </ul>
平成9年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報の全号、全ページの総カラー化を実施。</li> </ul>
平成9年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政記者クラブに議会運営委員会資料を配布。</li> </ul>
平成9年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会日程を1カ月前に決定し、PRに努める。</li> <li>・定例会1カ月前から本会議、委員会の開催日を、ケーブルテレビ静止画面放送によりPR開始。</li> </ul>
平成10年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報4月号の増頁(8頁→10頁)。</li> <li>・議会事務局組織の3課体制(調査係→調査課)。</li> </ul>
平成10年5月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任、特別委員会日程を2倍にし、同日開催を解消する。</li> <li>・決算審査特別委員会について、</li> <li>①2委員会を3委員会(一般、特別、公営企業)とする。</li> <li>②全議員が審査に参加する。</li> <li>・第1回定例会代表質疑の持ち時間の延長(45分→60分)。</li> </ul>
平成10年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の一般傍聴を採決まで認める。</li> </ul>
平成10年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局職員定数増(平成11年4月1日より) 22人→25人</li> </ul>
平成10年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数を45人に減員(48人→45人)。法定数52人。</li> </ul>
平成11年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議における議員の呼称 ○○君、○○さん→○○議員に統一</li> <li>・請願、陳情は可能な限り議長(副議長)自ら受理する。</li> </ul>
平成11年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会について</li> <li>①一般傍聴の許可人数を5人から10人に増員する。</li> <li>②従前の正副委員長席を委員長席とし、副委員長は委員席(事務局席側の委員長に一番近い席)に着席する。</li> <li>③議員の呼称は○○委員とする。</li> </ul>
平成11年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長会等の活動状況について議運で報告することとする。</li> </ul>
平成11年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑・質問通告事項を本会議再開日の前日からケーブルテレビで文字放送する。</li> </ul>
平成11年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑・質問通告事項を本会議再開日の前日に新聞広告で掲載する。(平成11年12月6日実施)</li> </ul>



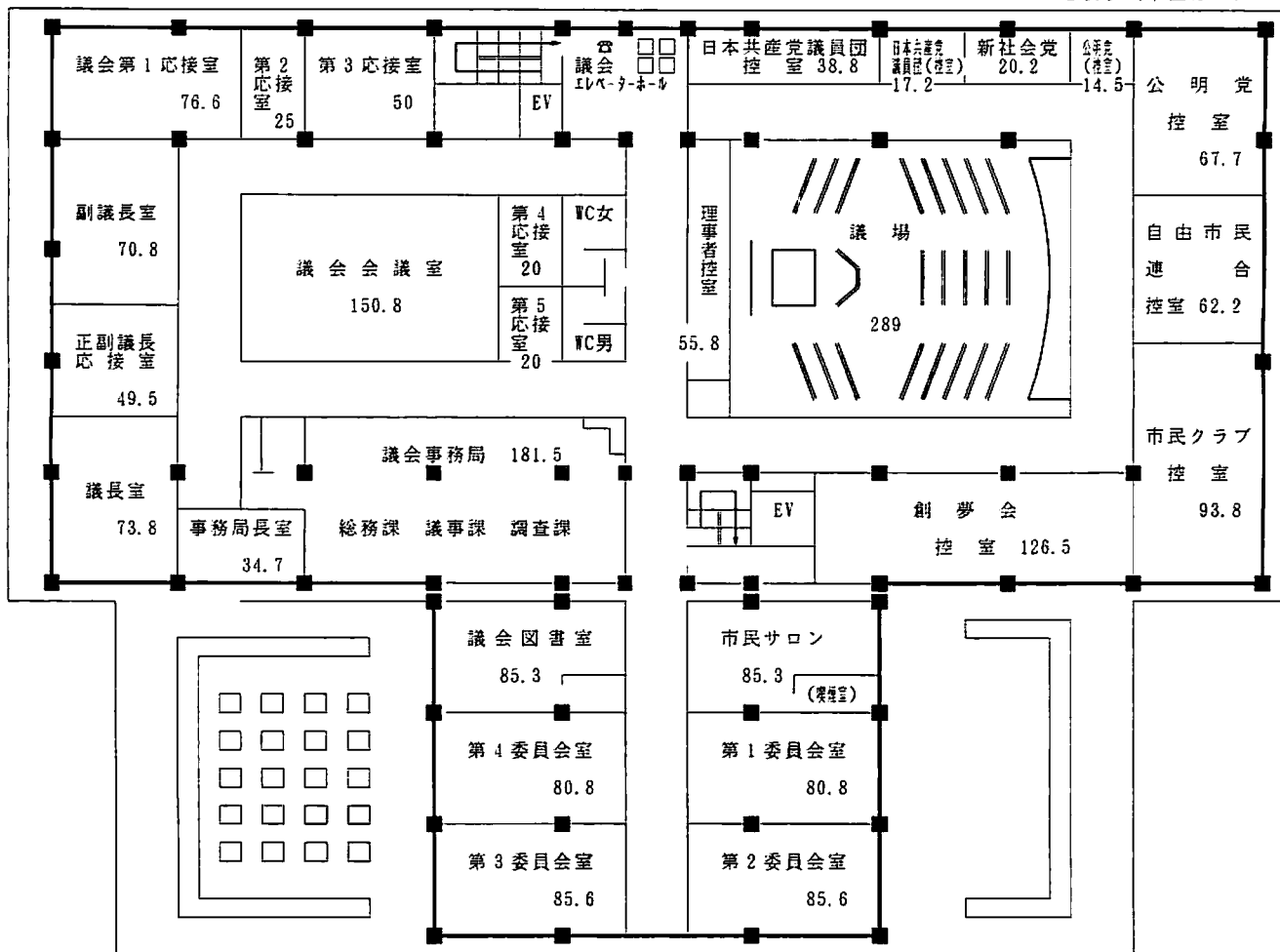
決定又は完了の年月日	項 目
平成12年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市議会開設110周年及び西暦2000年を記念し、姫路市議会主催の姫路市こども議会を開催 (こども議員は市内の中学校30校、養護学校、聾学校、朝鮮初中級学校より中学生33名、答弁者は市議会議員)</li> </ul>
平成12年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会交際費の見直しと公開について</li> <li>①12年度より、年間予算を1,100万円から500万円に減額して計上。</li> <li>②毎月の執行状況を市政情報センターで翌月に公開する。また前年度の執行状況を「議会報ひめじ」に掲載し、姫路市のホームページでも公開する。</li> </ul>
平成12年3月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットに姫路市議会のホームページを開設する。</li> <li>・韓国・馬山市との姉妹都市提携記念訪問団の派遣について、馬山市議会との意見交換会を開催するにあたり、特に調査研究費による一般議員の訪問を認める。</li> </ul>
平成12年3月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・馬山市との姉妹都市提携記念訪問団の派遣については、期間や移動距離が国内に準じたものと考えられるため、支度金を支給しない。</li> </ul>
平成12年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議終了後、本会議場において、右マヒ・高齢者疑似体験を行い、高齢者や障害者に対する理解を深める(議員総会)。</li> </ul>
平成12年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局庶務課を総務課に改称する。</li> </ul>
平成12年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各常任委員会を定例会と定例会の間に1回程度開催する。特別委員会は常任委員会に準じる。</li> <li>・姫路市役所エコオフィスの夏期における議会の取り組みについて</li> <li>①冷房の設定温度を28℃とする。</li> <li>②議会会議室、委員会室における服装は原則としてノー上着。ノーネクタイは各自の判断。</li> <li>[取り組みの除外例] 本会議と同日の委員会、議運。外部のメンバーを含む審議会等への出席、正副議長及び委員長等の会議や催しへの出席。</li> <li>・予算大綱説明会と同様に、決算説明会を8月下旬に開催する。</li> </ul>
平成12年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回定例会の代表質疑について</li> <li>①個人質疑・質問の持ち時間と同様に、会派均等割30分+(5分×会派人数)とする。</li> <li>②代表者の質疑、理事者の答弁が終了した後、その答弁に対して、会派の持ち時間内で同一会派の他の議員一人が1回再質疑をすることができる。</li> </ul>
平成13年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲罰による出席停止の最長期間を5日から20日に改正する(議員提出議案により、姫路市議会会議規則第117条を改正)。</li> </ul>
平成13年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴規則を改正(20歳以上の年齢制限等を撤廃)</li> </ul>
平成13年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計決算審査特別委員会の審査日程を短縮(8日間→7日間へ)</li> </ul>

決定又は実施の年月日	項 目
平成13年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会教育用ビデオ「頼りになります みんなの姫路市議会」を作成。政治の働きを学習する小学校6年生を対象に、授業で活用してもらうことにより、市議会の仕組みや役割を理解し、興味を持ってもらう。 配布先：市内全小学校57校、市内全公民館54館</li> </ul>
平成14年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の出張に係る随員職員の派遣基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>①委員会及び会派（会派とは交渉団体）行政視察の随員は1人とし、議員数が11人以上になれば2人とする。</li> <li>②政務調査費による会派（会派とは交渉団体）行政視察の随員は、会派の総意で会派の半数以上が参加し、会派の要請があった場合1人とし、議員数が11人以上になれば2人とする。</li> </ul> </li> </ul>
平成14年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回定例会の代表質疑の発言順位について 大会派順とする。</li> <li>・第1回定例会の代表質疑における関連質疑者の質疑について <ul style="list-style-type: none"> <li>①会派の代表者一人が代表質疑を行う。その質疑回数は3回を超えることができない。</li> <li>②代表者の質疑、理事者の答弁が終了した（通告事項の一部を残した場合を含む）後、同一会派の他の議員一人が代表者の通告事項について、会派の発言の持ち時間（代表者の使用した時間を除く）内で2回まで質疑を行うことができる。</li> </ul> </li> </ul>
平成14年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人質疑、質問の発言順位について 交渉団体から先に行い、その終了後に非交渉団体が行う。1会派で2人以上の発言者がある場合は、交渉団体の1人目が1巡した後に非交渉団体が行い、2巡目以降も1巡目の順序に従って行う。交渉団体内の順位と非交渉団体内の順位は、従来と同様にそれぞれで定例会ごとに繰り上げていくこととする。</li> </ul>
平成14年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会室の議員席に名札を設置。</li> </ul>
平成14年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数を43人に減員（45人→43人）。法定数46人。</li> </ul>
平成14年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員派遣についてその根拠及び手続きを明確化させるために関係条文を改正する（議員提出議案により、姫路市議会会議規則に「議員の派遣」の章を加える）。</li> </ul>
平成14年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21世紀の男女共同参画社会の形成を目指し、女性の政策・方針形成の場への積極的な参画を進めるものとして女性議会を開催。（公募議員40名、午前・各常任委員と公募議員との意見交換会、午後・本会議、答弁者は市長、助役、関係局長）</li> </ul>
平成14年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会は禁煙とする。</li> </ul>
平成14年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会の会期短縮について <ul style="list-style-type: none"> <li>①開会日から通告締切日までを中1日とする。</li> <li>②議会運営委員会から本会議第2日まで中2日とする。</li> <li>③決算審査特別委員会の審査日数を6日とする。</li> </ul> </li> <li>なお、通告日、議会運営委員会、本会議が土、日、休日に当たるときは、その次の平日とする。</li> </ul>

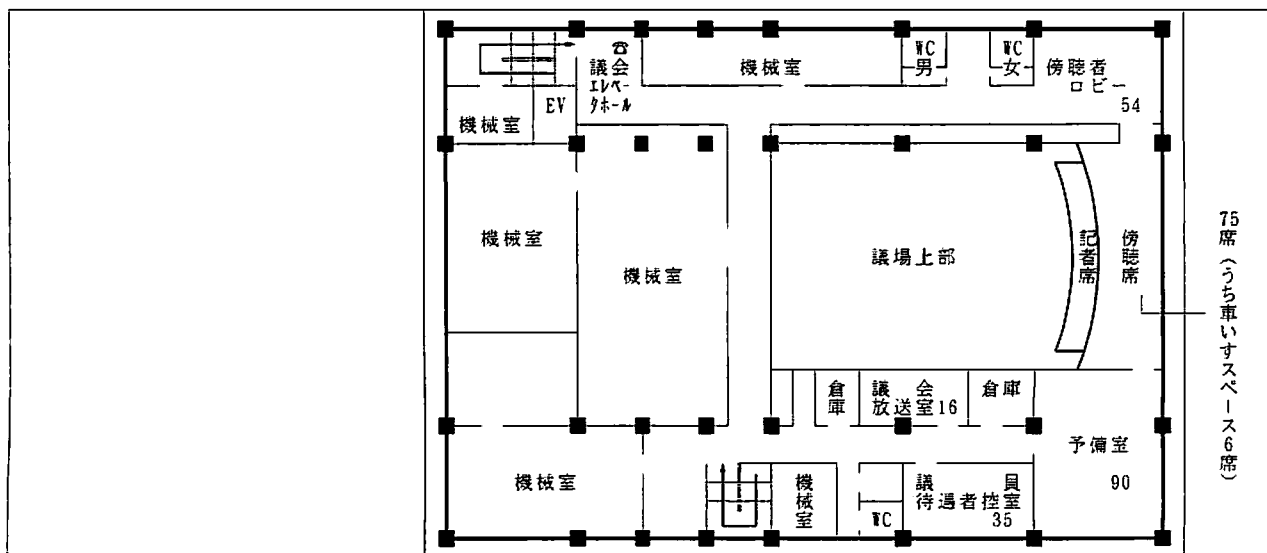
決定又は実施の年月日	項 目
平成14年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会室の見直しについて 庁舎内分煙化に伴い、現在の第1委員会室を市民サロン及び喫煙室に改造。</li> </ul>
平成15年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長任期の複数年制について 議長及び副議長の任期は1年とする。ただし、議長は再任を妨げない。</li> </ul>
平成15年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会の名称、委員定数及びその所管について <ul style="list-style-type: none"> <li>①総務経済委員会 11人 議会、企画局、総務局、産業局、行財政改革推進室、工事技術検査室、会計課、消防局、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</li> <li>②文教委員会 10人 教育委員会の所管に属する事項</li> <li>③厚生委員会 11人 市民局、環境局、健康福祉局、環境事業推進室及び交通局の所管に属する事項</li> <li>④建設委員会 11人 都市局、建設局、下水道局、高架事業推進室及び水道局の所管に属する事項</li> </ul> </li> </ul>
平成15年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会傍聴者用に資料を市民サロンに一部試験的に置くこととした。</li> </ul>
平成15年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回定例会における通告締切日について 第1回定例会については、市長の所信表明があることから、開会日から通告締切日までを中3日とする。</li> </ul>
平成16年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録に質疑質問通告事項を掲載することとする。</li> </ul>
平成16年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会記録のインターネット公開について 平成16年第1回定例会以降の各常任委員会及び特別委員会の委員会記録を順次ホームページで公開し、あわせて市政情報センターに閲覧用の委員会記録を設置する。</li> </ul>

# 議会棟平面図

3 F { 各部屋の数字は面積  
を表す (単位は㎡) }



4 F { 各部屋の数字は面積  
を表す (単位は㎡) }



議 会 要 覧

平成16年度

発行年月 平成16年 5 月  
編集発行 姫路市議会事務局調査課  
〒670-8501  
姫路市安田四丁目 1 番地  
電 話 0792-21-2034  
F A X 0792-21-2028